

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

津波防災地域づくりについての
中間とりまとめ（素案）

平成30年6月

津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会

目次

29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	1. はじめに
36	
37	
38	
39	
40	
41	2. 東日本大震災以降の津波対策の基本的な考え方
42	
43	
44	
45	
46	
47	3. 津波における津波対策の現状と主な課題
48	
49	
50	
51	
52	
53	4. 主な課題に対して講ずべき施策
54	
55	
56	
57	
58	
59	5. おわりに
60	
61	
62	

63 1. はじめに

64 我が国の海岸行政は、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等からの海岸の
65 防護を主眼として対策が進められてきたが、平成 11 年の海岸法改正以降、防護に加
66 え、環境、利用の調和の取れた総合的な海岸の保全を推進してきており、その取組
67 を通じて海岸を含む沿岸域の総合的な管理が各地域において進められているところ
68 である。

69

70 平成 23 年の東日本大震災以降、現在、被災地の一日も早い復旧・復興を目指す
71 とともに、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に甚大な津波災害が発生するお
72 それがある地域（以下、南海トラフ沿岸）を中心に、比較的発生頻度の高い津波
73 （L 1 津波）に対して海岸堤防等の整備が進められている。

74 一方で、最大クラスの津波（L 2 津波）に対しては、東日本大震災の教訓を踏ま
75 えた津波防災地域づくりが進められており、津波防災地域づくりに関する法律に基
76 づく施策については、平成 30 年 5 月 18 日現在で 34 道府県において津波浸水想定が
77 公表され、10 道府県において津波災害警戒区域、1 県において津波災害特別警戒区
78 域がそれぞれ指定され、10 市町において推進計画が作成されたところである。今後
79 は、地域全体で津波に対する減災をはかるための総合的な対策の検討が各地で本格
80 化することになる。

81

82 このように 2 つのレベルの津波に対してそれぞれ対策が進められているが、L 2
83 津波に対するハード及びソフト対策は、L 1 津波に対するハード対策の状況によっ
84 ては、L 1 津波に対しても効果を発揮することもある。そのため、L 1 津波に対す
85 るハード対策と L 2 津波に対するハード及びソフト対策の関係を改めて明確にして
86 いくことが求められている。

87

88 これらの背景を踏まえ、平成 29 年 8 月に国土交通省水管理・国土保全局に津波防
89 災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会が設置され、今後の津波防災のあ
90 り方と、政策の方向性等について 4 回の議論を経て検討してきたところである。
91 その検討の中で、海岸堤防の整備については、様々な要因により、目標とする水準
92 （L 1 津波）までの整備に相当な時間を要する地域が多いことが明らかとなってき
93 た。

94 特に南海トラフ沿岸においては L 1 津波に近い将来、来襲する可能性が決して低
95 くないことから、海岸堤防等の整備途上の段階で、L 1 津波による浸水被害が発生
96 することも想定し、必要な対策を早急に講じることが必要である。

97

98 そこで、本懇談会では、中間とりまとめとして、L 1 津波に対応した海岸堤防の
99 整備をはじめとする津波防災地域づくりに関する取り組みについて、速やかに講じ
100 るべき施策に関する提言をまとめることとする。

101

102 なお、「津波防災地域づくり」という用語は、本提言では、L 2 津波に限らない多
103 様な規模の津波に対する地域づくりを指す広義の用語として使用している。

104

105

106 2. 東日本大震災以降の津波対策の基本的な考え方

107 ・ 津波対策にあたっては、東北地方太平洋沖地震に伴う津波によって沿岸地域
108 が甚大な被害を受けた経験を踏まえて、「発生頻度は極めて低いものの、発
109 生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」(L2津波)および「最
110 大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害を
111 もたらす津波」(L1津波)の2つのレベルの津波を想定し¹、それぞれに対
112 応した必要な対策をとることを基本としている。

113 ・ L2津波に対しては、なんとしても人命を守るという考え方にに基づき、ハー
114 ド対策とソフト対策を組み合わせた多重防御により被害を最小化させること
115 としており、津波防災地域づくりに関する様々な取組が進められている。

116 ・ L1津波に対しては、人命、資産等を守る観点から、海岸堤防の整備などハー
117 ド対策を基本として被害の防止に取り組むこととしており、海岸法第2条
118 の2に基づく海岸保全基本方針においても、「津波からの防護を対象とする
119 海岸にあたっては、過去に発生した浸水の記録等に基づいて、数十年から百
120 数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波に対して防護することを目
121 標とする。」としているところである。

122 ・ ここでいうL1津波は実際の津波の履歴や発生頻度の確率分布などの取り得
123 る値の幅の中から海岸管理者が設定するものであり、海岸堤防は、L1津波
124 を踏まえて設定された、海岸堤防の設計に用いる津波の作用に対して海水の
125 侵入を防止する機能を有することが求められている²。

126 ・ 一方で、海岸周辺に生業の拠点をおく地域の社会経済活動、観光やレジャーの
127 拠点となる景観や砂浜の保全と利用など、地域に根づいた日々の暮らしとの調和
128 を図る地域づくりの観点も重要である。

129 ・ そのため、海岸堤防等の高さは、海岸管理者である都道府県等が定めたL1
130 津波の水位を前提として、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景
131 観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に
132 考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めることとされている。

133 ・ したがって、L1津波を定めた場合にも、海岸堤防の高さは、津波の履歴や
134 経済評価から一義的に決まるものではなく、海岸管理者が地域の状況や意向
135 を十分に踏まえて政策的に決定するものであることに留意が必要である。

¹ 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告(中央防災会議、平成23年9月28日)

² 海岸保全施設の技術上の基準を定める省令(最終改正 平成26年12月10日農林水産・国土交通省令第3号)

136

137 3. 海岸における津波対策の現状と主な課題

- 138 ・ 前述の考え方のもと、各都道府県において海岸堤防の高さの基準となる津波
139 の水位が設定され、それに基づく海岸堤防のかさ上げ等の整備が進められて
140 いるところである。
- 141 ・ 特に南海トラフ沿岸では、広範囲にわたって 10m を超える津波が到達するM
142 8～9クラスの大地震が今後 30 年以内に発生する確率が 70～80%程度と想
143 定されるなど、大規模地震の切迫性が報告されていることから、早急に必要
144 な海岸堤防等の整備を進めることが求められているが、その実情は次のとお
145 りである。

146

147 3. 1. 海岸堤防の高さの基準となる津波の水位

- 148 ・ 海岸堤防の設計にあたって基準となる津波の水位は、L 1 津波の水位を考慮
149 して設定されるものであるが、L 1 津波の候補となる津波の水位は幅を有す
150 る。これは、L 1 津波の候補となる津波が定義上、頻度に幅を持っているこ
151 と、津波群が複数の津波により構成されることに起因する。
- 152 ・ 東日本大震災の被災地における海岸堤防の復旧にあたっては、実際に体験し
153 た津波が当時、各地で設定されていた設計津波の水位をはるかに超えるもの
154 であったところが多かったことなどから、L 1 津波の候補となる津波群のう
155 ち最も高い水位を海岸堤防の基準として検討することから調整が進められる
156 ことが多かった。
- 157 ・ 今後、南海トラフ沿岸をはじめとする地域においては、東日本大震災のよう
158 なL 2 津波に相当する津波の体験がないことなどから、L 1 津波の水位を決
159 めるにあたって、L 1 津波の候補となる津波群のうち最も高い水位だけでな
160 く、比較的低い水位も検討するなど、地域の実情に応じた様々な取組が考え
161 られる。
- 162 ・ 海岸堤防等の高さは、こうして決められたL 1 津波の水位を前提として、海
163 岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管
164 理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適
165 切に定めることになる。
- 166 ・ なお、静岡県の大浜沿岸等においては、震源域に近く津波の到達が早いこ
167 とから、L 1 津波を超える水位の津波からも人口・資産が集中している低平
168 地を守るよう、併せて既存の防災林をかさ上げ等する「静岡モデル防潮
169 堤」の整備が進められているところである。

170

171 **3. 2. L 1 津波に対応した海岸堤防の整備の現状**

- 172 ・ 現在、各地においてL 1 津波に対応した海岸堤防のかさ上げ等の整備が進め
173 られているところであるが、地域の社会経済活動の維持・発展、環境・景観
174 との調和や財政制約等から、L 1 津波による浸水を防止できる高さに海岸堤
175 防をかさ上げするのに、多大な時間を要する地域があることが浮き彫りにな
176 ってきている。
- 177 ・ 例えば静岡県伊豆半島においては、観光が地域の主な基幹産業となってい
178 る海岸が多く、地域の資産とも言える海岸景観や、海岸へのアクセスを阻害
179 することに対する懸念が寄せられていることから、L 1 津波に対応した高さ
180 で海岸堤防を整備することが難しい状況にある。
- 181 ・ また、和歌山県においては、財政制約等からL 1 津波の水位に対応した堤防
182 のかさ上げを県内の全域で実施することが難しいことから、当面、地震発生
183 から津波到達までに安全な場所への避難が困難な津波避難困難地域につい
184 て、避難時間を確保することを目標としている。そのため、L 1 津波の第1
185 波を防ぐ高さの海岸堤防の整備（以下、第1波対策）を優先的に進めている
186 が、これに限ったとしても、現在の予算規模では10年以内に整備を完了す
187 ることはむずかしいと考えられている。
- 188 ・ このようにL 1 津波に対応した海岸堤防の整備に時間を要する状況は徳島県
189 をはじめ、その他の複数の南海トラフ沿岸の府県においても同様である。

190

191 **3. 3. 海岸管理者が果たすべき役割**

- 192 ・ これらの海岸においては、当面の対策としてL 1 津波よりも低い高さで堤防
193 整備が進められているが、海岸保全基本方針においては、数十年から百数十
194 年に一度程度発生する、比較的発生頻度の高い津波に対して防護することが
195 目標とされている。これを踏まえ、目標が達成されるまでの期間につい
196 ても、L 1 津波による浸水から地域の安全を確保するための措置を講じるこ
197 とが、海岸管理者に求められることになる。
- 198 ・ 具体的には、当面の間とはいえ、L 1 津波による浸水を防ぎきれないこと
199 に対して、人命を守るための警戒避難体制の構築や、減災のための多重防御等
200 の対策が講じられるように関係部局と連携するなど、海岸管理者が果たすべ
201 き役割があると考えられる。

202

203 **3. 4. 多様な施策を連携させるにあたっての課題**

- 204 ・ 現在、L 2 津波を対象とした津波防災地域づくりにおいては、津波に対する

205 地域の安全を総合的に高めるための施策の組み合わせの検討が進められつつ
206 あるが、L1津波に対応した海岸堤防の整備の現状を考慮すれば、海岸事業
207 以外の多様な施策を組み合わせた対策は、L1津波に対しても必要である。

208 ・ この場合、海岸堤防等の整備を海岸管理者である都道府県が実施する一方
209 で、地域における警戒避難体制の構築は市町村の危機管理部局が、土地利用
210 等の規制については市町村のまちづくり部局が担うなど、施策ごとに所管す
211 る部局は異なる。そのため、これらの部局間の連携が重要であるが、十分な
212 連携が図られている事例は少ない。

213 ・ 所管部局をまたがる連携が図られにくい原因の一つとしては、各施策が別々
214 の計画に位置づけられて進められることが挙げられる。例えば、海岸堤防の
215 整備は海岸法に基づく海岸保全基本計画に位置づけられるが、警戒避難等に
216 資する防災施設の整備や訓練は災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置
217 づけられており、これらを調整したうえで、津波対策として統合化していく
218 ことが必要となる。

219 ・ また、東日本大震災の被災地以外の地域において集団移転や地盤のかさ上げ
220 等、地域の大規模な変化を伴う施策を実施するには、長いものでは数十年ス
221 ケールでの取組みが必要となり、警戒避難体制の構築や海岸堤防等の整備と
222 は、達成までの時間スケールが異なる。これら時間軸の異なる施策を組み合
223 わさねばならない難しさもある。

224

225 4. 主な課題に対して講ずべき施策

- 226 ・ このように、地域の社会経済活動の維持・発展、環境・景観との調和や財政制約等から、
227 L1津波による浸水を防止できる高さに海岸堤防等をかさ上げするのに、多大な時間を
228 要する地域があるのが現状である。
- 229 ・ それらの海岸においては、L1津波によっても人命及び資産の被害が生じる恐れ
230 があることから、津波防災地域における安全を確保するための当面の措置が講じ
231 られるようにする役割が、海岸管理者に求められるものと思慮される。
- 232 ・ このうち、資産については長期的に考えるべきものであるのに対し、人命につい
233 ては速やかに講ずる必要がある。
- 234 ・ こうした状況を踏まえて、L1津波に対応した海岸堤防の整備をはじめとする津波防災
235 地域づくりに関する取組について、速やかに講ずべき施策に関して、以下のとおり提
236 言する。

237

238 4. 1. L1津波による浸水リスクの周知

- 239 ・ L1津波に対応した海岸堤防の整備を前提としたまちづくり等が進められようとしている
240 地域において、当面、L1津波の水位より低い堤防を整備しようとする場合には、L1津
241 波による浸水が及ぶ範囲等を市町村や行政の関係部局に対して周知することが必要
242 である。
- 243 ・ その上で、L1津波に対して、まずは人命を守るため、警戒避難体制の構築をはじめと
244 する必要な対策が講じられるよう、海岸管理者が市町村や関係部局と連携して、既往の
245 法定計画等に明記されるよう取り組むことが重要である。
- 246 ・ そのためには、L1津波の発生を想定した津波浸水シミュレーションの実施と関係部局
247 への結果周知を、海岸管理者の責任において実施すべきである。
- 248 ・ これは、リスクの周知だけでなく、津波対策における海岸堤防の役割及び効果を関係部
249 局に対して定量的に明示することにもつながる。

250

251 4. 2. L1津波に対する安全の確保

- 252 ・ 津波防災地域づくりの対象となる地域(以下、津波防災地域)においては、人命及び財
253 産の損失リスクを少なくとも現時点以上に蓄積させないことが重要であるため、L2津波
254 を対象とした津波防災地域づくり法においては、津波災害特別警戒区域への指定によ
255 る土地利用規制が盛り込まれている。また、建築基準法に基づく災害危険区域への指
256 定による住宅の建築の禁止・その他の建築物に関する制限も想定されている。
- 257 ・ これらの土地利用の規制等がL2津波による浸水想定範囲に対して設定されれば、当

258 面、L1 津波によって浸水が想定される地域も、その範囲に包含されることから、L1津波
259 に対する安全の確保にも寄与することが期待される。

260 ・ そのため、特に、当面、L1津波によって浸水が想定される地域については、L2津波の
261 浸水範囲に対する土地利用等の規制を優先的におこなう必要がある。

262 ・ このとき、特に平野部においては、指定津波防護施設等のハード対策や警戒避難体
263 制の構築等のソフト対策の組み合わせにより、人命の損失リスクを有する範囲を
264 狭めることで、土地利用等の規制が必要な範囲を狭める方法も有効である。

265 ・ なお、津波対策としての土地利用等の規制は、場合によっては地域全体が対象と
266 なるなど、範囲が広がることもあるが、新たな開発行為を規制する側面だけで
267 なく、(これ以上リスクを蓄積させず、)長い時間の中でリスクを減らしていく意
268 図をもって活用することが現実的な場合も多い。そのため、対策をすれば地域の
269 価値が戻っていくという前向きな考え方で進めることが重要である。

270 ・ こうした区域指定が前向きな対策であることを地域内外に正しく理解してもら
271 うため、例えば静岡県伊豆市では、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域にそ
272 れぞれ、「海のまち安全避難エリア」、「海のまち安全創出エリア」という愛称を
273 付けて、その主旨を伝える取組みがされている。

274

275 4. 3. 津波防災地域づくりの多様な施策の意思決定と実効性の担保

276 ・ 津波防災地域づくりの多様な施策を組み合わせることで、L1津波に対しても地域の安
277 全をより効果的に確保するには、各施策の調整(実施順位を含む)を十分に図った上で
278 総合的な津波対策としてとりまとめ、必要な法定計画等に反映させることによって、将来
279 にわたる実効性を担保することが重要である。

280 ・ 海岸事業以外の施策については、L2津波を想定して進められているものが多いが、当
281 面、L1津波による浸水が想定される地域についても意識して対策を進めることが重要
282 である。

283 ・ このとき、先行的に進める施策等は、L2津波対策として予定していた事業を増加させる
284 ものではなく、L2津波対策の進展につながるものであることを理解することが重要である。

285 ・ また、当面整備する海岸堤防の高さが、津波防災地域における警戒避難や土地利用
286 にも影響を与えることから、関係部局と丁寧に議論した上で意思決定するプロセ
287 スを踏むことが必要である。

288 ・ なお、海岸法においては、海岸保全施設とその近接地に存する海水の侵入による
289 被害を軽減する効用を有する施設の一体的な整備その他海岸の保全に関し必要な
290 措置について協議を行うための協議会制度が設けられており、これを、上記の必
291 要な行政関係者間の調整や市町村の意思決定をおこなう場として、必要に応じて拡張

292 して活用することも有効である。

293 ・ 海岸法以外にも、その枠組みを拡張するなどして、上記の調整に活用可能な協議会
294 も存在する。

295 ・ また、防護と環境、利用の調和について協議する点は沿岸域管理にも共通であるため、
296 ここでの協議会は、沿岸域の総合的な管理の一環でもあると認識することが重要である。

297

298 4. 4. 地域ニーズに即した施策の提案

299 ・ 海岸堤防、指定津波防護施設、避難施設等の整備や土地利用等の規制、警戒避難体
300 制の構築等の対策により、津波のリスクを確実に軽減させていくためには、海岸担当部
301 局に加えて危機管理部局やまちづくり部局が相互に連携し、複数の施策を効果的
302 に組み合わせねばならないが、これらを検討・提案すべき市町村、都道府県の担当者
303 が、国土交通省等の各部局の多様な事業メニュー全てに精通することは難しい。

304 ・ 特に市町村においては、地元から様々な津波対策のアイデアが提案されるものの、
305 それらに対応する職員数は限られている。そのため、例えば静岡県においては、
306 現場の土木事務所ごとに支援対象の市町村を明確にし、それを県庁の建設部局(交
307 通基盤部)に設置された市町連携推進チームが束ねる形で横断的な支援体制が構
308 築されている。

309 ・ また、近畿地方整備局においては、南海トラフ巨大地震・津波対策連絡会議が設
310 置され、被災想定府県をモデルケースとして、各部局が有する対策メニューをパ
311 ッッケージ化して進める取り組みが行われている。

312 ・ 国土交通本省においても、これまで、津波防災地域づくり法に関わる複数の課室
313 が中部地方整備局と連携しながら共同で、伊豆市における津波災害特別区域等の
314 指定を支援してきた実績があり、これをさらに体系化した取り組みとすることが求
315 められている。

316 ・ このように、現場における課題や要望等が国土交通省の地方整備局等及び本省の関
317 係部局間で互いに共有され、必要な事業メニューをワンストップかつ効果的なタイミング
318 で市町村等の担当者に対して提案できる、部局横断的な地域支援の体制を構築すべ
319 きであり、そのためにも、各部局は、それぞれの所掌の狭間に埋もれがちな対策を一步
320 踏み出して積極的に拾っていく心構えが必要である。

321 ・ なお、これらの部局横断的な支援の実施にあたっては、想定される外力について
322 の理解が不可欠であることから、L1津波による浸水を想定した立場として、海
323 岸担当部局が積極的に取り組むべきである。また、津波浸水想定や設計津波の水
324 位の設定に関する技術相談窓口である国土交通省においても、引き続き、海岸担
325 当部局に対する技術支援を行う必要がある。

326

327 **4. 5. 地区レベルでの住民等との協働**

328 ・ 4. 3でも述べたように、津波防災地域における総合的な対策の構築に向けて、当該地
329 域に関係する多数の行政担当部局の関係者が一堂に会して、地域が抱える被災リスク
330 等の課題共有と対策の調整をおこなう場として、既存の協議会の枠組みを活用すること
331 が効果的である。

332 ・ そのような協議会を補完する場として、地区レベルでの住民等の関係者の意見集約や
333 合意形成を行う場(以下、「住民協議会」という)も重要であり、そこで議論された内容
334 が市町村の意思決定にも反映される仕組みを構築していくこと、議論をオープン
335 にしていくことも、既存の協議会の活用と併せて検討すべきである。

336 ・ 例えば静岡県においては、県内の沿岸 21 市町全てに「検討会」が設置されたうえで、
337 伊豆半島沿岸の地域では 50 地区において地区協議会(町内会長や地区役員、観光
338 等の関係者で構成)が設置され、地域住民との協働による検討が進められている。

339 ・ このような住民協議会においては、地域で想定される津波リスクが参加者に十分に
340 に理解・共有されることが重要であることから、津波浸水想定に示される浸水深
341 や到達時間等だけでなく、対象者の能力や置かれている環境等に応じたリスクの
342 違いも含め、分かりやすく伝えることができる、説明能力の向上が行政側には求
343 められる。

344 ・ 津波リスク等の説明や住民協議会における議論を円滑に進めるため、行政担当者を補
345 完する外部アドバイザーとして、例えば東日本大震災の被災地におけるまちづくりの経
346 験を有する者や、地元の大学の有識者などの人材を柔軟に活用できるようにすることも
347 必要である。

348 ・ また、議論にあたっては、L1 津波に対する対策(海岸堤防)の効果と限界に対する正し
349 い理解が欠かせないことから、各住民協議会に海岸工学の専門家も参画してもらうなど
350 の取組を通して、少なくとも行政や土木技術者を教育していくことが重要である。

351 ・ なお、住民協議会における検討の方法について、各地域での先進的な取組み例を
352 横展開することも重要である。

353 ・ 津波リスクを踏まえて、海岸堤防等と等価の対策を探る手法や、整備すべき海岸
354 堤防の高さを定量的に意思決定する手法については、土木学会等においても研究
355 が進められていることから、これらの知見を活用していくことも今後、検討して
356 いくべきである。

357

358

359 **4. 6. 施策による時間スケールの違いを踏まえた調整**

- 360 ・ 土地利用の改変などの、長い時間を要する施策については、達成までの間にL1
361 津波による浸水被害が発生する可能性もある。そのため、各施策に必要な時間を
362 踏まえ、当面（緊急に）達成すべき施策と短期的または中期的に達成すべき施策
363 とを時間スケールで（フェイズを）分けて、各施策の達成時期を調整することが
364 必要である。
- 365 ・ 例えば、静岡県浜松市においては、市の総合計画の期間である30年後に長期的な
366 目標を設定したうえで、中期（10年）、短期（5年）の目標を設定し、L2津波に
367 対して段階的に安全レベルを向上させる津波防災地域づくり推進計画を作成して
368 いる。
- 369 ・ なお、複数フェイズに分けて対策計画を策定する場合には、長期的な施策の決定
370 を待たずに、短期の計画が策定された時点でも法定計画等に反映させていくこと
371 で、各施策の実施内容が早期に明示されることが重要である。

372

373 4. 7. 地域づくりの目標像の具体化

- 374 ・ 和歌山県では、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される中、復興の遅れが県
375 民の再建気力の喪失や、地域経済の停滞による地域活力の喪失に繋がるおそれ
376 あるため、迅速な復興で、まちが生きかえることができるよう、市町村において
377 復興計画の事前策定を進めていくための指針となる「復興計画事前策定の手引き
378 （平成30年2月）」を策定している。
- 379 ・ 徳島県美波町由岐湾内地区においては、就職や進学、結婚等を機に津波リスクの
380 無い地域に転出する、「震災前過疎」が起り始めたことに対する危機感から、
381 3地区の自主防災組織の連携により事前復興計画が策定され、震災前から宅地等
382 として利用できる高台を準備し、事前の移転を可能とする「高台展開」を検討し
383 ている。
- 384 ・ 被災した場合には、早期の復興まちづくりが強く求められる。災害による被害か
385 らの復興を迅速かつ効率的に行うため、復興に資するソフト的対策を事前に準備
386 する「復興事前準備」の取組を進めておくことが重要である。
- 387 ・ さらに、復興事前準備の検討成果があることで、可能な場所から土地利用の転換
388 等を進めることにも可能となり、結果として津波に対する地域の防災・減災を事
389 前に上乘せすることにもつながることも期待される。
- 390 ・ 津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域の指定は、要配慮者利用施
391 設の新築・改築を契機に、少しずつ利用者の安全性を高めていく取り組みである
392 点では、復興事前準備とも親和性が高いことから、必要に応じて検討することも
393 有効と考えられる。

394

395 **4. 8. 海岸堤防等のかさ上げに対する財政支援**

396 ・ 現在、海岸事業においては、南海トラフ地震又はその他の大規模地震に対して、背後
397 地に重要交通網または人口が集中する地域で実施する海岸堤防等の地震・津波対策
398 に特化して防災・安全交付金の重点配分がおこなわれているところである。

399 ・ それらの中には、地域の社会経済活動の維持・発展、景観・環境との調和や財政制約
400 等から、L1津波による浸水を防止できる高さに海岸堤防等をかさ上げするのに、多大
401 な時間を要する地域がある。

402 ・ そのため、L1津波からの避難が困難な地域を早急に解消するため、L1津波の第1波
403 や地震発生から一定時間以内に到達する津波に対する防護を重視し、段階的な防災・
404 減災対策で工夫している県(海岸管理者)もあり、そのような取組についても積極的に後
405 押しすることが必要である。

406 ・ そのため、L1津波に対応した高さで海岸堤防を整備することに加えて、L1津波から少
407 なくとも人命を守るために必要な避難を支援するために緊急的な整備を要する海岸に
408 限り、海岸事業以外も含む統合的な計画が作成されていることを前提として、財政支援
409 を重視することが必要である。

410

411 **4. 9. 津波防災地域づくりのための多様な施策の効率的な実施**

412 ・ L1津波から人命を守るために必要な避難を支援するため、緊急を要する海岸堤防の
413 かさ上げと相まって、津波防災地域づくりのための多様な施策の組み合わせによって、
414 L1津波に対しても減災効果を発揮することが有効である。

415 ・ そのため、国の交付金等の効果的な組み合わせや実施順位の柔軟な調整がおこなわ
416 れ、統合的な津波対策となるよう国として支援するとともに、津波対策として実施する施
417 策の全体像や進捗状況を、国・都道府県・市町村が共有し、見えるようにすることが重
418 要である。

419

420

421

422 5. おわりに

423 ・ 本とりまとめでは、海岸堤防等の整備事情によりL1津波による浸水が発生する
424 可能性がある場合に、地域に応じて講じるべき措置を提示するとともに、その計
425 画策定や意思決定を推進するうえで必要な考え方について提言した。

426 ・ しかし、土地利用等の規制を含む具体的な対策の組み合わせについては、十分な
427 具体例をもって示すことはできなかつたため、最終的なとりまとめに向けた課題
428 としたい。

429 ・ 南海トラフ沿岸における総合的な津波対策については、津波浸水想定やL1津波
430 の設定が進み、警戒避難体制の構築が優先して進められているところであり、地
431 域全体の改変までを視野にいった中長期的な対策は、これから具体的な検討が各
432 地で進められていくことになる。

433 ・ そのため、ここで示した対策の考え方は、今後、各地で具体的な検討が進むことで、修
434 正が必要となる可能性もあることに留意されたい。

435 ・ 各地における取組については、国において継続的に情報収集し、全国へ横展開すると
436 ともに、本提言で示した内容も、必要に応じて見直していくことが求められる。

437